様式第２号（第３条関係）

堺市高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク利用登録決定（却下）通知書

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 　様

堺市長　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月 　日付けで申請のあった堺市高齢者徘徊ＳＯＳネットワークの利用登録について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者氏名 |  | 受付番号 | 　第　　　号 |
| 決定内容 | 決定　・　却下（理由） |
| 備考 | １　利用登録者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに本市に届け出てください。(1) 死亡したとき。(2) 堺市高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業実施要綱第３条第１項の申請書の記載事項のうち、氏名、住所又は緊急連絡先について変更が生じたとき。　(3) 前２号に掲げるもののほか、利用登録を必要としなくなったとき。２　利用登録者が徘徊により行方不明になり、協力者に協力依頼するときは、警察署に行方不明になったことを届け出た上で、堺市高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク利用申出書（様式第３号）を本市に提出してください。ただし、申出書の提出が困難なときは、電話等で本市に申し出てください。 |